

11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待は社会全体で解決すべき問題です

児童虐待に関する相談対応件数は、依然として増加しています。特に子どもの生命が奪われるなどの重大な事件も後を絶たず、児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題となっています。

全ての子どもが虐待を受けず、健やかに成長できるよう、私たちができることを始めましょう。

相談件数が8万件を突破

平成26年度に、全国207か所の児童相談所が対応した児童虐待件数は、前年度より20・5%増の88,931件(速報値)。統計を取り始めた平成2

年度から24年連続で増え、初めて8万件を超えました。

県内の児童相談所における平成26年度の児童虐待相談受付件数は、5,959件でこちらも過去最高となりました。旭市でも、心身的虐待やネグレクトな

ど複雑な相談が目立っています。増加の要因として厚生労働省

では、きょうだいが虐待された子どもも心理的虐待を受けたと判断するようにしたことや、警察との連携強化から通告が増加したことなどを挙げています。

虐待かと思ったら

虐待を発見したり、著しく子どもの様子が変だと感じたりしたら、児童相談所や市などに通報してください。通報者の秘密は守られます。

家庭内での虐待が多く、自ら逃げたり、救いを求めたり、子ども自身からはなかなか誰かに相談できません。放置すれば虐待はエスカレートし、命の危険につながることもあり、早期発

見・対応が重要です。

児童虐待の種類

身体的虐待／殴る、蹴る、熱湯を掛ける、戸外へ締め出すなど
性的虐待／性的行為、性的な写真を撮るなど

心理的虐待／言葉による脅かし、きょうだいとの差別、子どもの前で配偶者に暴力を振るうなど
ネグレクト(養育放棄・怠慢)／家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にするなど

しつけとの違い

しつけのつもりと思っていても、子どもが傷ついていれば虐待です。

子どもへの虐待の理由は、さまざまでもとても複雑です。保護者の子育ての不安や、悩みから始まることもあり、子育てに張り過ぎることで虐待をしてしまう人もいます。虐待は保護者の意識の問題ではなく、子ども

がどう感じ、傷ついているかによるものです。

抱え込まずに相談を

子育てに悩んでいる人は、一人で抱え込まずに市や児童相談所などに相談してください。思うようにいかない子育てには、いろいろな不安はつきものです。誰かに聞いてもらうだけでも、気持ちが落ち着くことがあります。

周りで苦しんでいる保護者や家族に会ったときも、相談するよう勧めてください。

相談・通報先

子育て支援課子育て支援班

☎62・8012

旭市家庭児童相談室

☎62・5362

銚子児童相談所

☎0479・23・0076

児童相談所全国共通ダイヤル

☎1189

「もしかして」あなたが救う 小さな手

